

## 【DV防止基本計画】現状と課題の整理

## 基本目標1 配偶者からの暴力を許さない市民意識の醸成

基本施策 具体的施策	現 状	アンケート調査結果	課 題
<b>1 教育・啓発の推進</b>  (1) 広報活動の充実 (2) 研修会、講演会等の開催 (3) 教育・学習の充実	DVの現状やDV防止法等についての広報・啓発活動として、DV防止啓発リーフレットやカードの配布や市の広報紙等を活用した広報、市内の女性団体との共催によるDV防止セミナーの開催、「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるパープルライトアップ及び街頭啓発を行っている。 また、デートDVの防止・啓発リーフレットを市内の高校・専修学校高等課程の1年生に配付、大学等の学生課等での配架を依頼し、また、デートDVの内容を盛り込んだ中学生向け男女共同参画啓発用冊子を中学2年生に配付し、若年層に対する啓発にも取り組んでいる。	○男女共同参画に関するアンケート調査 問20 配偶者、交際相手などに対する暴力経験の有無 「ある」：全体8.1%（女性7.7%、男性8.9%） 「ない」：全体85.3%（女性86.8%、男性85.2%） （報告書86～88頁／概要版26頁） 問21 配偶者、交際相手などからの暴力経験の有無 「ある」：全体7.9%（女性9.4%、男性5.6%） 「ない」：全体85.4%（女性85.3%、男性87.4%） （報告書89～91頁／概要版28頁）	●DVは重大な人権侵害であること、早い段階で相談窓口を利用し、様々な支援情報を得ることが解決の第一歩であることのさらなる周知が必要であり、より効果的な啓発を検討する必要がある。  ●若年層を含めた男女の人権尊重の意識を高める啓発、教育の一層の充実が求められる。
<b>2 通報や相談窓口に関する情報提供</b>  (1) 通報や相談窓口の周知 (2) 人権擁護委員、民生委員・児童委員等からの発見・通報の促進 (3) 医療関係者からの発見・通報の促進 (4) 関係機関等からの発見・通報の促進	DVに関する情報や相談窓口について掲載したDV防止啓発リーフレットやカードを、公共機関の窓口や医療機関等を通じて市民向けに配布している。 また、被害者の早期発見と相談につなげるため、潜在的な被害者を発見しやすい立場にある人権擁護委員、民生委員・児童委員及び福祉事務所・児童相談所などの市の機関や、学校、幼稚園、保育園等の関係機関などとDVセンターとの連携を推進している。	○男女共同参画に関するアンケート調査 問21-2 配偶者から受けた暴力に対する相談先 「どこ（だれ）にも相談しなかった」39.4% 「友人・知人に相談した」16.9% 「家族や親戚に相談した」14.1% （報告書92頁／概要版30頁） 問21-3 相談しなかった理由 「相談するほどのことではないと思ったから」53.6% 「相談しても無駄だと思ったから」39.3% 「自分にも悪いところがあると思ったから」28.6% （報告書94頁）  ○「市民意識調査」（H30年度） 問21 DV相談窓口について 「知っている」：全体45.8%（女性49.7%、男性41.1%）  ○「市民意識調査」（H31年度） 問20 DV被害者の相談について 「誰にも相談していない」：全体26.7%（女性23.8%、男性25.0%）	●DVは重大な人権侵害であること、早い段階で相談窓口を利用し、様々な支援情報を得ることが解決の第一歩であることのさらなる周知が必要であり、より効果的な啓発を検討する必要がある。  ●DVの多くは家庭内で発生するため潜在化しやすく、被害者にもDVであるという認識が低い傾向があることにより、相談に至らないことが多い。  ●DV被害者本人から相談機関に相談がなければDV被害防止や被害者支援につながりにくいという実情を考えると、市民のDVに関する正しい理解の促進を図るとともに、相談窓口の周知に努め、相談に結び付けることが重要である。  ●引き続き医療関係者や関係機関等との連携を推進していく必要がある。
<b>3 加害者更生に関する取組</b>  (1) 加害者更生に関する取組の情報収集及び広報	現在、本市においては、国や他の地方公共団体等の取組等の情報収集を行うとともに、デートDVの防止・啓発リーフレットに「加害者にもなりうる」という視点を入れた広報を行っている。  なお、国の第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）において、加害者の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムについて、試行実施を進め、地方公共団体において民間団体と連携してプログラムを実施するためのガイドラインの策定など本格実施に向けた検討を行い、加害者をプログラムに参加させるための方法について諸外国での取組例等の調査も行うとされている。	○男女共同参画に関するアンケート調査 問24 暴力防止のためには、どのようなことが必要か 「加害者への罰則を強化する」52.3% 「暴力を振るったことのある者に二度と繰り返さないよう教育を行う」31.5% （報告書102頁）	●国においても加害者を更生させるための有効な指導方法が確立されておらず、現時点では自治体が率先して加害者更生に取り組むことは難しい。  ●今後の国等の動向に注視しつつ、適切な加害者更生の在り方や効果的な広報について検討する必要がある。